

# 日本総合病院精神医学会専門医制度規則 施行細則

## 第1章 本施行細則の趣旨

第1条 日本総合病院精神医学会専門医制度規則(以下、規則)の施行に関し、規則に定められた以外の事項については、本施行細則に従うものとする。

## 第2章 制度運営

第2条 専門医制度委員会の事務は、日本総合病院精神医学会事務局において行う。

第3条 専門医制度委員会は専門医制度委員会業務の調整及び総括、広報、理事会との連絡調整ならびに専門医制度委員会業務に関する緊急事項の処理、その他必要な業務を行う。

2. 専門医研修小委員会は、卒後研修の目標、内容を定め、検討し、卒後研修に必要な業務を行う。

3. 専門医試験小委員会は、専門医認定試験の実務、運営を担当し、専門医認定試験に関する必要な業務を行う。

4. 専門医等認定小委員会は、専門医認定試験受験資格審査、研修施設の認定条件審査および指導医要件審査、更新審査、その他の必要な業務を行う。

## 第3章 専門医の認定および更新

第4条 専門医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 専門医認定申請書(様式1)。

二 履歴書(様式2)。

三 医師免許証(写し)。

四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証(写し)又は精神保健指定医証(写し)。

五 研修施設において規則第5条第三号の定める期間総合病院精神医学の研修を行い、本施行細則第11条の別表1に定める研修ガイドラインに従った研修を修了していることを示す指導医の証明書(様式3)。

六 本施行細則第12条に定めるケースレポート(8編)(様式4)。

七 専門医制度委員会専門医講習会参加証(写し)。

八 専門医認定試験合格証(写し)。

九 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書(写し)。

第5条 専門医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を

書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医認定更新申請書(様式5)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 専門医証(写し)
- 四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。
- 五 本施行細則第12条に定めるケースレポート(2編)(様式4)。
- 六 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書(写し)。

2 やむをえない理由があると認めるときは、前項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料をそれと同等以上と認める資料で代替できる。

3 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

第5条の2 専門医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、専門医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

#### 第4章 指導医の認定および更新

第6条 専門医指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定申請書(様式6)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 専門医証(写し)。
- 四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。
- 五 本施行細則第12条に定めるケースレポート(2編)(様式4)。
- 六 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。
- 七 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書(写し)。

2 特定指導医認定の審査を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を

書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 特定指導医認定申請書(様式9)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 専門医制度委員会指導医講習会を受講していることを証明する資料。
- 四 規則第31条第2項第二号に定める特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。
- 五 本細則別表3に定める新規認定審査料の振込証明書(写し)。

3 特定指導医のうち、専門医資格及び専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定申請書(様式13)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 医師免許証(写し)。
- 四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証(写し)又は精神保健指定医証(写し)。
- 五 特定指導医証(写し)
- 六 本施行細則第12条に定めるケースレポート(8 編)(様式4)。
- 七 専門医制度委員会専門医講習会参加証(写し)。
- 八 専門医認定試験合格証(写し)。
- 九 本細則別表3に定める特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料振込証明書(写し)。

4 専門医資格を有する特定指導医のうち、特定指導医資格に替え専門医指導医資格の特例付与を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定申請書(様式13)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 医師免許証(写し)。
- 四 日本精神神経学会認定精神医学専門医証(写し)又は精神保健指定医証(写し)。
- 五 特定指導医証(写し)
- 六 専門医証(写し)

5 特定指導医が他の特定研修施設に異動した場合は、特定指導医異動報告書(様式12)を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

第7条 専門医指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1 通、写し2 通の合計3 通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 専門医指導医認定更新申請書(様式7)。
- 二 履歴書(様式2)。
- 三 専門医指導医証(写し)。

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

五 本施行細則第12条に定めるケースレポート(2編)(様式4)。

六 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。

七 本細則別表3に定める更新認定審査料の振込証明書(写し)。

2 特定指導医の認定更新を希望する者は、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

一 特定指導医認定更新申請書(様式10)。

二 履歴書(様式2)。

三 特定指導医証(写し)。

四 本施行細則第15条の別表2に定める学術活動に関する単位を、過去5年間に100単位以上取得したことを証明する資料。

五 過去5年間に専門医制度委員会指導医講習会に参加したことを証明する資料。

六 特定研修施設の常勤職員であることを証明する資料。

3 やむをえない理由があると認めるときは、本条第1項第四号及び第2項第四号の学術活動に関する単位を過去5年間に100単位以上取得と同等以上と認める資料で代替することができる。

4 前項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

5 本条第2項の特定指導医の認定更新時の学術活動に関する資料の提出は、平成34年3月31日までは提出を免除する。

第7条の2 指導医の認定更新を行わずに喪失した場合、やむをえない理由があると認めるときは、喪失した専門医また指導医の認定を前回認定期間の最終日の翌日より5年間更新することができる。

2 前項によって専門医の認定を更新した場合、学術活動に関する単位を取得する期間を延長することができる。

3 本条第1項の適用を得ようとする者は、その理由を付した書類及び代替する資料を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出し、専門医制度委員会の審査及び理事会の承認を得なければならない。

## 第5章 研修施設

第8条 規則第31条に定める研修施設は、次の各号の条件をすべて満たすことを要する。

一 指導医が常勤していること

- 二 病床数100床以上の病院で内科、外科を標榜していること。
  - 三 精神科病床を有する施設においては、精神科病床が病床数の50%未満であること。
  - 四 研修カリキュラムに基づく研修が可能であること。
- 2 前項と同等の機能を有する施設

第9条 研修施設の認定を希望する場合には、指導責任者が、次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 研修施設認定申請書(様式8)
- 二 研修プログラムの内容に関する資料

2 研修施設の認定の更新は、5年ごとに行い、指導責任者が次の各号に定める書類を正本1通、写し2通の合計3通を書留郵便にて更新年度の12月末までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

- 一 研修施設認定更新申請書(様式11)
- 二 研修プログラムの内容に関する資料

## 第6章 審査結果の公示

第10条 専門医の認定及び更新、指導医の認定及び更新並びに研修施設の認定及び更新の審査結果の公示は、定款に定める公告のほか、本学会評議員総会、機関誌および本学会ホームページなどにおいておこなう。

## 第7章 研修内容及びケースレポート

第11条 規則第5条第三号に規定する研修内容は、別表1の通りとする。

第12条 専門医の認定、専門医の認定更新、指導医の認定及び指導医の認定更新などの申請に必要なケースレポートには次の各号の要件が必要である。

- 一 診療を担当した症例について、症例ごとに疾患名、性別、年齢、職業、既往歴、家族歴、現病歴、現症、治療、経過、考察などを約1200字にまとめる。
- 二 記載する症例は、別表1に定めた診療場面または疾患のなかから選択する。専門医認定の審査を希望する場合には、記載する症例8例中5例以上は別表1のa)からm)までの項目に該当するものでなければならない。専門医認定更新、指導医認定、指導医認定更新の場合は、この限りではない。
- 三 別表1のa)からm)までの項目に該当するケースレポートについては、別表1の診療技法のいずれかに関する記載が必要である。
- 四 ケースレポートには指導医が署名捺印する。

2 専門医及び指導医資格の取得と認定更新のためには、すべてのケースレポートが専門医制度委員会の審査に合格しなければならない。

3 専門誌に掲載された総合病院精神医学に関する論文を、筆頭著者の場合には論文 1 編がケースレポート 2 編に相当するものとして、共著者の場合には論文1 編がケースレポート 1 編に相当するものとして、ケースレポートに代えて申請することができる。この場合には、申請の際に論文の別冊または写しを提出する。

## 第9章 講習会、認定試験及び学術活動

第13 条 専門医制度委員会専門医講習会および専門医認定試験を1年に1 回以上実施する。

2 前項の専門医制度委員会専門医講習会の主題は、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関するものとする。

3 本条第1項の専門医認定試験は筆記試験及び口答試験の形式で行い、本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修内容に関する知識を問うものとする。

第14 条 専門医制度委員会指導医講習会を1 年に1 回以上実施し、その主題は本施行細則第11条の別表1の研修ガイドラインに従った研修指導の進め方等に関するものとする。

第15 条 学術活動に関する単位については別表2の通りとする。

第16 条 講習会受講料、審査料及び更新料は別表3のとおりとする。

## 第10章 細則の改正

第17 条 本細則の改正は、理事会の決議を経て行う。

## 附則

第1条 本細則は、平成27 年4 月1 日から施行する。

平成28年11月24日改正、平成29 年4 月1 日施行

平成 29 年 5 月 13 日改正、同日施行

平成 29 年 8 月 7 日改正、同日施行

平成 30 年 3 月 31 日改正、同日施行

令和 2 年 9 月 5 日、同日施行

## 別表 1

### 研修ガイドライン

#### 1. 研修プログラムについて

1) 研修すべき診療場面または疾患は次の a) から v) までの各項目とする。また、a) から m) の診療場面または疾患については、( ) に示した症例数を診療することを目標とし、実際に診療した症例を合計して目標症例数合計(58 例)の80%以上に達していなければならない。

- a) リエゾン精神医療(5 例)
- b) medical psychiatry(5 例)
- c) 精神科救急医療(5 例)
- d) せん妄(10 例)
- e) アルコールからの離脱状態(5 例)
- f) せん妄以外の器質性精神障害(5 例)
- g) せん妄以外の症状性精神障害(5 例)
- h) 自殺企図のために受診した患者(5 例)
- i) 重度ストレス反応または適応障害(5 例)
- j) 身体表現性障害(2 例)
- k) 摂食障害(2 例)
- l) 産褥に関連した精神および行動の障害(2 例)
- m) 他に分類される障害あるいは疾患に関連した心理的および行動的要因(2例)
- n) 統合失調症
- o) 気分障害
- p) パニック障害
- q) 強迫性障害
- r) 解離性障害
- s) 睡眠障害
- t) 人格障害
- u) てんかん
- v) 認知症

2) 研修すべき特別な診療技法などは次のa) から k) までの各項目とする。

- a) 主要な身体疾患について、その病態、診断、治療などの概要を理解する。
- b) 精神疾患の診断にあたり、治療を行いつつ、全身状態に配慮し、身体疾患に由来する精神症状を発見するための適切な診察、検査を実施するという基本的な考え方と技法を理解し、実行する。
- c) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する向精神薬の適切な使用方法を理解し、実行する。
- d) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する支持的な精神療法を理解し、実行する。

- e) 身体疾患と精神疾患を併発した患者に対する危機介入を理解し,実行する。
- f) 精神科的緊急事態の適切なマネジメント,患者と家族の治療およびケアを理解し,これらを実行する。
- g) 身体疾患の発病,悪化,慢性化などに関連する心理的要因を把握して修正するための技法を理解し,実行する。
- h) 重症身体疾患,慢性身体疾患の患者と家族の心理を理解し,それに対するケアを実行する。
- i) 緩和ケアを受ける患者と家族の心理を理解し,それに対するケアを実行する。
- j) 患者家族に対する支持的精神療法を理解し,実行する。
- k) 他の診療科の医療者との適切な協力関係を作るための技法を理解し,実行する。

## 別表2

### 学術活動に関する単位について

1. 学術活動に関する単位の算定は以下の通りとする。
  - 1) 専門医制度委員会講習会(専門医講習会および指導医講習会)参加:20 単位(専門医の認定更新,指導医の認定,指導医の認定更新などの際に,学術活動に関する単位として用いることができる)
  - 2) 本学会総会参加:20 単位
  - 3) 本学会総会発表
    - 一般演題発表:10 単位,一般演題共同発表:5 単位,一般演題司会:5 単位,特別演題発表:20 単位,特別演題共同発表:10 単位,特別演題司会:10 単位
  - 4) 有床フォーラム,無床フォーラム,本学会が認定した研究会などへの参加:10 単位
  - 5) 有床フォーラム,無床フォーラム,本学会が認定した研究会などにおける発表
    - 一般演題発表:5 単位,一般演題共同発表:3 単位,一般演題司会:3 単位
    - 特別演題発表:10 単位,特別演題共同発表:5 単位,特別演題司会:5 単位
  - 6) 本学会機関誌における論文発表
    - 筆頭著者:40 単位,共著者:20 単位
  - 7) 総合病院精神医学に関する他の専門誌における発表または著書
    - 筆頭著者:20 単位,共著者:10 単位
  - 8) 本学会と密接な関連のある学会または研究会などへの参加:3 単位
2. 申請の際には,講習会参加証,学会または研究会参加証,プログラムの当該部分などの写し,論文の別冊または写しを添付する。
3. 参加証の再交付は行わない。

## 別表3

### 講習会受講料,審査料,更新料について

1. 専門医講習会受講料・専門医認定試験受験料 10,000 円
2. 専門医および専門医指導医の新規認定審査料 20,000 円
3. 専門医および専門医指導医の更新認定審査料 10,000 円



4. 特定指導医の認定審査料および認定更新料は無料とする。
5. 特定指導医講習会受講料は無料とする。
6. 専門医指導医講習会受講料は無料とする。
7. 専門医制度規則第 18 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料  
20,000 円
8. 専門医制度規則第 19 条第 3 項の特例措置による専門医および専門医指導医の認定審査料は無料  
とする。